

答 申 第 562 号

第 1 審議会の結論

名古屋市人事委員会（以下「実施機関」という。）が行った、第 2 に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定のうち、評定票（面接試験①、面接試験②）を非開示とした決定は妥当であるが、作文試験答案用紙（採点済のもの）を不存在のため非開示とした決定は妥当ではないため、これを取り消し、改めて開示又は非開示を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 12 月 14 日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和〇年度障害者を対象とした名古屋市職員採用試験

- (1) 作文試験答案用紙（採点済のもの）
- (2) 面接評価表（2 次面接試験、3 次面接試験）
- (3) 1 次試験点数、2 次面接試験点数、3 次面接試験点数、作文試験点数

- 2 令和 4 年 1 月 18 日、実施機関は、本件開示請求に対して、(1) 作文試験答案用紙（採点済のもの）（以下「本件保有個人情報①」という。）、(2) 評定票（面接試験①、面接試験②）（以下これらを「本件保有個人情報②」という。）及び(3) 第 1 次試験採点結果、第 2 次試験採点結果、第 3 次試験採点結果を特定し、次の理由により、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

開示請求のあった文書のうち、本件保有個人情報①については実施機関で保有しておらず、存在しないため非公開とします。

また、本件保有個人情報②については、本市の職員採用選考の採点に関わる事項であり、公開することにより、公正な選考の実施に支障を及ぼすおそれがあることから、旧条例第 20 条第 1 項第 7 号に該当するため非公開とします。

- 3 同年 3 月 12 日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

- 1 審査請求の趣旨

開示請求に係る保有個人情報のうち、本件保有個人情報①を要求したとこ

ろ、一切非開示となったが、自身の作文部分の公開を求める。本件保有個人情報②についても、全て非開示となっているが、公正な選考の実施に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で全部非開示となっているのは納得できない。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報①について

ア 採点済みのものではなく、自身の書いた作文は、旧条例第20条第1項第7号に該当しないため、自身の作文部分が開示されないのは納得できない。

イ 採点方法を知る術は無く、自身の作文用紙に直接採点されるものと考えていた。そのため、最低でも、自身の作文した部分については開示されるものと考え、本件開示請求に至った。

ウ 直接採点等の書き込みをした作文用紙は存在しないことを理由として、非開示としたのは、やり過ぎである。

(2) 本件保有個人情報②について

ア 「公正な選考の実施に支障を及ぼすおそれがある」との理由で全部非開示となっているのは納得できない。公正かつ、面接官の率直な意見、感想等、今後の人事採用に悪影響を与えるおそれのない箇所について、開示をするのは、旧条例第20条第1項第7号に違反するものではないと考える。

イ 他市においても同様の請求を行ったことがあるが、面接評定票に記載のある評価項目は、積極性、協調性等の非常に抽象的な項目となっている。名古屋市においても、同じような言葉が書かれているものと推察され、試験対策をされると困るとの意図から全面非開示としたことは納得できない。

ウ 評定項目とは、概して抽象的な表現にとどまるのみであり、これを開示したからといって、採用事務の適正な遂行に支障があるとは言えないことから、全面非開示という決定に異議を唱えるものである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件保有個人情報①について

審査請求人は、「自身の作文」の開示について主張をしているが、本件開示請求においては「作文試験答案用紙（採点済のもの）」との請求を受けており、直接採点等の書き込みをした作文用紙は存在していないことから、文書不存在のため、開示しないことを決定したものである。

2 本件保有個人情報②について

面接試験の評定票には、「障害者を対象とした名古屋市職員採用選考」による職員採用のための評定項目等が記載されているため、これを開示することは、毎年大きく見直すものではないことから事前に試験問題を開示することに等しく、受験者が評定項目等に基づき事実と異なる自分を演じる等容易に得点を上げることが可能となる。その結果、短期間で多くの受験者を見る必要のある面接試験において、受験者の能力や資質、適性等の把握を正確に行うことが困難となり、人物重視で行っている本市の採用事務の適正な遂行に多大な支障を及ぼす。したがって、面接試験の評定票は、開示しないことを決定したものである。

第 5 審議会の判断

1 争点

次に掲げる 2点が争点となっている。

- (1) 本件保有個人情報①を不存在として非開示とした決定は妥当か否か。
- (2) 本件保有個人情報②が旧条例第20条第 1項第 7号に該当するか否か。

2 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和 5年 4月 1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第 2条第 2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

3 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵

害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点より、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、旧条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

4 職員採用試験に係る事務について

名古屋市では、教職員等の一部の職種を除き、実施機関が職員の採用試験事務を行っている。本件開示請求の対象となっているのは、毎年定例的に実施されている職員採用試験のうち、令和〇年度の障害者を対象とした職員採用試験（以下「本件試験」という。）に係るものである。

本件試験では、第1次試験として教養試験、第2次試験として面接試験①、第3次試験として作文試験及び面接試験②が実施された。

5 本件各保有個人情報について

(1) 本件保有個人情報①は、本件試験の第3次試験で実施された作文試験の答案用紙である。実施機関に確認したところ、当該作文試験の採点方法は、直接答案用紙に採点等を書き込まない方法で行われている。

(2) 本件保有個人情報②は、本件試験の第2次試験及び第3次試験で実施された面接試験①及び面接試験②で使用された面接評定票であり、審査請求人を担当した評定者2名の氏名及び審査請求人に対する評価等が記録されている。

6 本件保有個人情報①を不存在として非開示とした決定の妥当性について

(1) 審査請求人は、自身が書いた作文試験の答案用紙を開示すべきと主張しているため、この点について判断する。

(2) 実施機関は、「作文試験答案用紙（採点済のもの）」という請求内容の

記載から、「採点の印がその紙面上に残った答案用紙」を指すと解釈して、直接採点等の書き込みをした答案用紙は存在していないことを理由に、不存在のため、非開示決定を行っている。

(3) 通常、当該請求内容から、採点の印がその紙面上に残っているものと限定的に解することは適当ではないと考えられ、審査請求人の答案用紙には直接採点等の書き込みはなされていないものの、当該答案用紙自体を当該請求内容に含むと解することが適当であると考えられる。また、実施機関に確認したところ、審査請求人の作文試験答案用紙自体は保有しているとのことである。

(4) したがって、審査請求人自身が書いた作文試験の答案用紙を特定せず、本件保有個人情報①を不存在のため非開示とした実施機関の決定は妥当ではないため、これを取り消し、本件保有個人情報①について、改めて開示又は非開示を決定すべきである。

7 本件保有個人情報②の旧条例第20条第 1項第 7号該当性について

(1) 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件保有個人情報②は、上記 5 (2) のとおりの情報であるため、本市の機関が行う事務又は事業に関する情報である。

(3) 次に、本件保有個人情報②を開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断する。

ア 本件保有個人情報②は、上記 5(2) のとおり、毎年実施される本市職員採用試験のうち、本件試験に係る面接試験①及び面接試験②の評定票である。

イ 本件保有個人情報②を開示すると、面接試験における評定項目を知ることができ、受験者が項目に特化した対策を講じることで、受験者の能力や資質、適性等の把握を正確に行うことが困難となり、その結果、人物重視で行っている本市の採用事務の適正な遂行に多大な支障を及ぼすとする実施機関の主張は、不合理とまでは言えない。

ウ したがって、本件保有個人情報②を開示することにより、本市の事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 以上のことから、本件保有個人情報②は旧条例第20条第 1項第 7号に該当すると認められる。

8 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会からの付言

旧条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

上記を踏まえた開示請求制度の趣旨からすると、実施機関が本件保有個人情報①について、請求内容を限定的に解釈し、不存在としたことは、適当ではなかった。実施機関は、審査請求人に請求の趣旨を確認し、必要であれば、開示請求書の補正を求めるべきであった。

実施機関においては、今後、開示請求があったときは、制度の趣旨を十分に理解し、適切に対応することを強く要望する。

第 7 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 4月21日	本件審査請求に係る諮問書の受理
5月27日	本件審査請求に係る弁明書の受理
6月21日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
令和 6年 1月19日 (令和 5年度第10回)	調査審議
2月16日 (令和 5年度第11回)	調査審議
3月15日 (令和 5年度第12回)	調査審議
4月19日 (令和 6年度第 1回)	調査審議

5月17日 (令和 6年度第 2回)	調査審議
6月14日 (令和 6年度第 3回)	調査審議
7月 1日	答申